

食品安全委員会

プリオン専門調査会

第 28 回 会合 議事録

1 . 日時 平成 17 年 8 月 1 日 (月) 9 : 30 ~ 12 : 02

2 . 場所 食品安全委員会大会議室

3 . 議事

(1) 米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について

(2) その他

4 . 出席者

(専門委員)

吉川座長、小野寺専門委員、甲斐 (知) 専門委員、金子専門委員、

北本専門委員、佐多専門委員、堀内専門委員、山内専門委員、山本専門委員

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、

中村委員、本間委員、見上委員

(厚生労働省)

道野監視安全課長補佐

(農林水産省)

釘田衛生管理課長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、村上評価課長、福田評価調整官、梅田課長補佐

5 . 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について (平成 17 年 7 月

- 28 日 発 出)
- 資料 1 - 2 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について (米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について) (平成 17 年 7 月 29 日提出)
- 資料 2 - 1 項目別関連情報 (米国)
- 資料 2 - 2 項目別関連情報 (カナダ)
- 資料 2 - 3 項目別関連情報 (日本)
- 資料 3 評価まとめ表 (山本委員作成資料)
- 資料 4 米国 3 頭目の B S E 疑い牛に関する情報
-
- 参考資料 1 - 1 諮問書 (厚生労働省発食安第 0524001 号、17 消安第 1380 号 ; 現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症 (B S E) に関するリスクの同等性)
- 参考資料 1 - 2 参考資料 1 - 1 に関する参考資料
- 参考資料 2 - 1 諮問書 (厚生労働省発食安第 0524002 号、17 消安第 1382 号 ; 現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症 (B S E) に関するリスクの同等性に係る資料)
- 参考資料 2 - 2 参考資料 2 - 1 に関する参考資料
- 参考資料 3 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について (平成 17 年 6 月 10 日発出)
- 参考資料 4 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について (米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について) (平成 17 年 6 月 10 日提出)
- 参考資料 5 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について (米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について) (平成 17 年 6 月 20 日提出)

- 参考資料 6 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について（平成 17 年 6 月 24 日発出）
- 参考資料 7 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 7 月 8 日提出）
- 参考資料 8 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 7 月 13 日提出）
- 参考資料 9 論点メモ（現在の米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された 20 ヶ月齢以下の牛の食肉および内臓（米国、カナダ）のリスクと全年齢の食肉および内臓（日本）のリスクの比較：山本委員提出資料 第 27 回プリオン専門調査会資料）
- 参考資料 10 平成 14～16 年度科学研究費補助金研究成果報告書 「畜産フードシステムの安全性確保に関する国際比較研究」、研究代表者 甲斐諭、第 1 章 米国における牛肉の生産流通段階の安全性確保の検証

6．議事内容

吉川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第 28 回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は 9 名の専門委員が御出席です。

「食品安全委員会」からは寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、見上委員、中村委員、本間委員が御出席です。

厚生労働省、農林水産省の方にもお越しいただいております。

事務局につきましては、お手元の座席表を御覧ください。

本日の会議全体のスケジュールについては、お手元の資料「第 28 回食品安全委員会プリオン専門調査会 議事次第」がございますので、御覧ください。

それでは、議題に入ります前に事務局から資料の確認をお願いします。

福田評価調整官 資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は資料が 7 点、参考資料が 12 点の合計 19 点でございます。

お手元にお配りしてありますが、議事次第、座席表に続きまして、資料 1 - 1 は平成 17 年 7 月 28 日付け「食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について」。

資料 1 - 2 は、平成 17 年 7 月 29 日付け「食品健康影響評価に係る補足資料の提出について」。かなり分厚いものになってございます。

次に資料 2 - 1、2 - 2、2 - 3 と 3 種類似たような資料でございますが、それぞれ生体牛の侵入リスクと項目別にリスクをまとめたもので、資料 2 - 1 が米国について。

資料 2 - 2 がカナダについて。

資料 2 - 3 が日本についてでございます。

資料 3 はこれらの評価のまとめでございまして、日本、米国、カナダをそれぞれ比較してございます。これは山本専門委員に御作成いただきました。

資料 4 は米国における B S E 疑似陽性牛について。「米国 3 頭目の B S E 疑い牛に関する情報」でございます。

参考資料につきましては、前回までに配布させていただきました資料でございますので、それぞれ細かい項目の説明は省略させていただきますが、参考資料 1 - 1 と 1 - 2、参考資料 2 - 1 と 2 - 2、参考資料 3 ~ 参考資料 10 までとなっております。

なお、本日お配りしております資料 1 - 2 につきましては、米国政府から委員限りということで提供を受けた部分が一部ございますので、その部分については傍聴の方々にはお配りしておりません。具体的には資料 1 - 2 の「1 . 米国における 2 頭目の B S E 感染牛」についてのうち、(1) ~ (5) まで。ページで言いますと 3 ページ ~ 21 ページまでの部分。

「3 . サーベイランス」の部分のうち、(1) の部分。71 ページ ~ 75 ページまで。

「4 . 自国産牛で B S E が確認されたことを受けた、B S E 清浄性に対する米国の考え方」。79 ページ ~ 80 ページ。

更に、資料 1 - 2 の後ろの参考資料の 2 という部分ですが、「カナダにおける B S E 感染牛の診断、サーベイランスの年齢分布等」について。114 ページ ~ 202 ページまで。それぞれ委員の先生方のみお配りしております。先生方にお配りした資料では、委員限りということでマークが付いてございます。

なお、参考資料につきましては、傍聴の方々にはお配りしておりませんが、「食品安全委員会」のホームページにも掲載しておりますし、また事務局にお出でいただければ閲覧可能となっておりますので、あらかじめ御了承ください。

本日の資料は以上でございます。不足の資料等ございましたら、お知らせください。

吉川座長 資料 4 までと参考資料、いいですか。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の議事 (1) ですけれども、「米国及びカ

ナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について」ということで、前回、農林水産省、厚生労働省から追加資料を提出して、また説明をしてもらったわけです。また山本専門委員からは論点メモに沿って侵入リスクから飼料規制の各項目について確認を行ったという格好になっています。

その中で、そのリスク管理機関に対して必要な資料の提出、審議の中で必要と認めたものをまた求める。それから、論点メモに関しても、今日の議題になる食肉の分、上乘せ条件等についても検討していこうということになったというふうに理解しております。

今日、最初に前回追加を求めた資料に関して、農林水産省、厚生労働省の方から回答の帰ってきたものもございますので、それらについて両省から説明を最初にしていただいて、前回決めた評価の考え方に沿って項目ごとに確認をした上で、食肉の方の項目の審議に入っていきたいと思っております。

それでは、事務局の方から資料の紹介をお願いします。

梅田課長補佐 それでは、資料の紹介を私の方からさせていただきます。

資料 1 - 1 を御覧ください。これは 7 月 28 日付けにはなっておりますけれども、前回の議論を踏まえまして、これより先に管理機関側では前回の議論を踏まえた資料につきまして、米国側に既に照会していたわけですが、改めまして先生方からも御意見を募りまして、事務局の方から管理側に 28 日付けで提出されております。

1 枚めくっていただきますと、別添のところまで 3 ページになりますけれども、要請資料ということで、「1. 米国における 2 頭目の B S E 感染牛」「2. 飼料規制」「3. サーベイランス」。

次のページになりますけれども、「4. 自国産牛で B S E が確認されたことを受けた、B S E 清浄性に対する米国の考え方」。そして、「5. カナダにおける生前検査」について。その項目について要請をしたということがございます。

それに対しまして、資料 1 - 2 でございますけれども、両省から 29 日付けで資料の提出がございました。これにつきましては日がなかったんですけれども、先生方の方には到着次第お送りさせていただいたということございまして、ボリュームの関係もございまして、なかなか目を通せなかったかもしれませんが、そのような経緯でございます。

若干資料の方でございまして、構成について紹介させていただきますと、先ほどの要請いたしました資料の項目に沿って回答が来ております。

資料 2 - 1 の 1 ページでございまして、1. 米国における 2 頭目の B S E 感染牛」ということで、これは次のページ、2 ページ～67 ページにわたって提出を受けており

ます。

4 ページ～15 ページまで、それぞれの項目に対しまして、先ほど申し上げたとおり、管理機関側から米国政府に対して質問を投げておりまして、その質問に答える形で1～5の項目にわたって米国政府からの回答の原文が4ページ～15ページになっております。

その後、16ページ～21ページにつきまして、日本語の仮訳がございます。それも先ほどの原文に沿った形で訳されております。

6番目の項目の「出世後の代用乳及び配合飼料の使用状況」についてでありますけれども、これについてはその後、22ページ～67ページの資料になっておりまして、日本語訳が64ページ～66ページになっております。

次の項目は「2．飼料規制」でありますけれども、これは68ページと69ページになっておりまして、米国で2004年7月に公表されて、パブリック・コメントに付された飼料規制の改正案についての検討状況。前回の議論では、まだ施行はされていないということでありましたけれども、その可能性等について照会したものであります。その回答が68ページ、69ページになっております。

「3．サーベイランス」に関してですけれども、これは70ページ～78ページになっております。1つとしては、サーベイランスを実施した牛の年齢分布。これまでも何回か議論になっておりますけれども、カテゴリー別乳用牛、肉用牛の別、地域別等に関する回答が来ております。

2番目に高リスク牛、前回、前々回もそうですけれども、高リスク牛45万頭弱の算出根拠について議論をいただいたわけですが、死亡牛、と畜場での廃棄牛、中枢神経症状を呈した牛。これらについて、それぞれどういう由来であるかということ、その原点をお示しいただいたということになっております。

4項目ですけれども、これは79ページ、80ページになりますけれども、自国産牛でBSEが確認されたことを受けた米国の考え方と清浄性に対する米国の考え方ということで回答が来ております。

最後の「5．カナダにおける生前検査」について、81ページ以降、資料がまいてあります。これは委員の方から改めて御意見としていただいたものでございまして、カナダのEU輸出用の施設における、生前検査に関する資料とEUにおける生前検査の実施要領。これについてでございます。

それから、また参考資料として、112ページ、113ページでありますけれども、「1．日本と米国のサーベイランスの対比」ということで、前回議論いただいたことにつきまし

て、更に管理省庁の方で整理をし直していただいたものが提出されておりますので、参考資料として付けております。

最後、参考資料2として、「カナダにおけるBSE感染牛の診断、サーベイランスの年齢分布等」につきまして、114ページ以降に参考資料として提出されております。

本日は前回に続きまして、農林水産省から消費・安全局衛生管理課の釘田課長。また、厚生労働省からは食品安全部監視安全課の道野課長補佐にお出でいただいております。資料の中身につきましては、両省から簡単に御説明をいただきたいと思っております。

それから、また委員から意見等を募集したところ、横山専門委員は本日欠席でございますけれども、意見をいただいておりますので、紹介させていただきます。

従前の我が国におけるBSE対策、侵入防止につきましては、発生国からの牛、食肉の輸入禁止が大きな比重を占めていた。米国でのBSE1例目はカナダからの輸入牛との説明だったため、日本と同程度のリスクについて評価し、輸入解禁の方向性を探るという点について理解はできましたということでございます。

ところが、今回の2例目につきましては、米国産牛の発生というふうに承知しているということで、今までの状況とは大きく変わったはずではないかという御指摘でございます。従前の対策では発生国からの輸入禁止に際して、その国の汚染度については問うていなかったのではないかというふうに思います。これまで記憶をしている限りでは、BSE対策の変更について説明を受けた記憶はないということございまして、このようなことから2つ御質問をいただいております、いつから我が国のBSE対策の方針転換がなされたのか。

また、2例目が米国産牛と判明した後でも諮問は取り下げないのかということでございます。これらについて、両省の方から回答をいただければということで御意見をいただいております。後ほど説明の中でこれらについても御説明いただければというふうに思います。

以上であります。

吉川座長 どうもありがとうございました。

それでは、両省から今の横山専門委員からの質問も含めて、提出された資料について説明をしていただきたいと思っております。できれば15分くらいずつで合わせて30分くらいで説明していただければありがたいですけれども、細かく説明の必要なところははしょらないで説明してください。何か矛盾したことを言っているようで申し訳ないですけれども。

それでは、最初に厚生労働省の方から、お願いします。

道野課長補佐 厚生労働省食品安全部監視安全課の道野です。よろしく申し上げます。
資料 1 - 2 につきまして、説明をさせていただきます。

まず資料 1 - 2 の 2 ページからの「米国における 2 頭目の B S E 感染牛」ということで、3 ページにございますように (1) ~ (5) まで、資料が米国政府より提出されております。ただ、これにつきましては委員限りとしているわけですが、更に申し上げますと米国側からは一応ガバメント・ツー・ガバメントという形で提供されているということがございまして、多分察するに米国内でも公表されていない情報なので、勿論国外でも、要するに学術的に検討していただくのは結構だけれども、ということだと思います。まだパブリッシュされてないものなので、そういう扱いをしてほしいという趣旨だと思いますので、この内容につきましては御覧いただいた上で、できれば事務局を通じて、確認事項があれば、いただければ、また米国サイドに照会をするというような形を取らせていただきたいと思っております。

一応内容としては結局報道されていますとおり、米国と英国の E L I S A 検査、ウェスタンブロット、I H C といった検査の経緯と結果が書かれておるわけでございますけれども、今朝ほど、また追加の資料が提出されましたので、これも後ほど提出させていただきますので、適宜御覧いただくということをお願いをしたいと思います。

済みません。それでは、厚生労働省の方ですべき事項として、以前、山内先生からだったと思っておりますけれども、米国でもう 40 万件近く強化サーベイランスをスタートしてから検査が行われているわけでございますけれども、疑陽性が 3 件というようなことで、少し少ないような感じがするかどうかという、多分 2 回ぐらい前の会議のときに御指摘をいただいたと思っております。

私どもの方で、まずそのキットの開発会社の方に確認をしましたところ、今使っているものの次世代のものを今検討しているらしいんですが、それでマニュアルのものと前処理から含めて機械でやっているものとの陰性の検体のデータの分布を見ますと、やはり機械でオートマチックでやっているものについては、やはりその分布がばらつきが非常に狭いと。マニュアルでやるとどうしてもばらつきが少し大きくなるというようなことがあって、やはり機械で前処理から処理をしていくということであると、疑陽性が当然出る確率も低くなるのではないかなというようなことでございました。

アメリカでは、今 8 か所でスクリーニング検査をやっておりますけれども、現在では 8 か所ともそういった前処理から機械でやるというような体制が整っているということがございます。

その機械と機械でないという問題とそれ以外に、国内では一部 E L I S A のプレートに載せてから自動化しているところがありますけれども、国内で検査所別に見てみましても、例えば、28 万件やって疑陽性と陽性でプラス 2 件とか、そういうようなところもございませし、他方、その 10 倍くらい出ているところもあるということですので、その辺はマニュアルであっても、かなりばらつきがあるということが言えるのではないかと思います。

ただ、国内におきましても、13 年にスタートして以降、14 年、15 年、16 年と疑陽性が出る傾向はだんだんと低くなる傾向があるというような状況にあります。

資料の方に戻らせていただきまして、「5 . カナダにおける生前検査」というところを御覧いただきたいと思います。資料の 81 ページになります。

82 ページのタイトルにございますように、「カナダの E U 輸出用の施設における生前検査に関する資料」ということございまして、83 ページからが当該資料になります。

その中では General Information のところに一応 E U 加盟国、新たに加盟した国も含めた E U 加盟国に輸出するものということが対象になっておりまして、ずっとそのカナダの規則に追加なり確認なりする必要がある事項がずっと記載されているわけございませけれども、この中で生前検査については 87 ページでございませ。

87 ページの中ほどですが、11.7.3.3.1 というところで「3.1.1 All animals except swine」ということですが、獣医師によって行わなければならないというふうに規定をされております。

102 ページからになりますけれども、E U ではどのような生前検査要領になっているということでありまして、これは E U の日本で言うと畜情報に近いようなものでございませ。この中で 108 ページでございませけれども、一番下の方から始まっている「CHAPTER IV Ante mortem health inspection」ということでありませが、ここにございませように、24 時間以内に搬入された動物について検査を行うということ。

それから、獣医官が生前検査を行う。勿論、一応獣医官がやるということですので、そういったその専門的な見地から十分な照度のあるところでやりましようということになっています。勿論、動物や人に感染するような疾病、一般的に見て病気と考えられるようなもの。そういったものを排除していくということが一部で規定されております。

したがって、カナダの方では、その E U の規則に応じて追加的事項として獣医師が検査をやらなければならないという規定が追加規定として置かれているということにされているといふふうに理解しております。

厚生労働省からは、以上です。

釘田衛生管理課長 それでは、続きまして、農林水産省から御説明いたします。

まず 22 ページになるうかと思えます。「出生後の代用乳及び配合飼料の使用状況」。これにつきましては、7月 11 日付けで米国の首席獣医官から農林水産省あてに書簡が届いておりまして、その書簡を付けてございますけれども、これは米国で 2 例目。国産牛としては初めての B S E が確認されたことに伴って、その内容なり経緯を説明するための書簡なんですけれども、その中に添付書類が 5 つ付いておりまして、この Enclosures 1、2、3、4、5 とあるんですが、この Enclosures の 3 というのがこの米国で 2 例目の B S E について説明したものでございます。

そのほかの資料は実は一昨年の 12 月にワシントン州で第 1 例目の B S E が発見された際の米国側の対応なり、それを受けた B S E への対応プランのようなものがいろいろ説明されております。これは新しいものではございませんで、もう既に以前米国側からは説明をいただいているもの。あるいはホームページ上に掲載されているものでありまして、新しい情報ではございません。この別添資料 3 だけが新しい資料でございます。

それについて日本語訳が 64 ページ、65 ページに書簡。66 ページに別添 3 の仮訳が付いております。この中で関係する部分だけ申し上げますと、一番最後の 67 ページの下の方ですけれども、飼料につきまして「当該牛群が摂取した飼料は、放牧草、採草、ミネラル・サプリメント、時としてシロップ及び種畜用サプリメント（種畜用キューブ）」。

「F D A は現在、A 農場の全ての飼料とサプリメントのソースについて調査中」ということでございます。

そのようなことで、現在のところではまだ U S D A あるいは F D A がこの第 2 例目の B S E 感染牛についての疫学調査を継続しているところでございますので、この牛に給与されていたえさにつきましても、これ以上の詳しい情報はございません。

次に行きますけれども、次のページで 68 ページ。「飼料規制」につきまして、「米国で 2004 年 7 月に公表され、パブリック・コメントに付された飼料規制の改正案についての検討状況」。これはその次のページに米国側からの回答がございますが、仮訳のところがございますように、この規則は F D A から出されたものなんですけれども、これについては組織内のレビューを完了し現在、保健福祉省、行政管理予算局のリーダーシップの下でレビューされなければならないことになっている。このレビューは現在、最終段階にあって、このレビューが完了すれば規則案が官報に掲載され、パブリック・コメントに改めて付されることになっているということです。これは従来の説明と同じことございまして、新しい情報はないんですけれども、いずれにしても最終段階になっていて、この規則の最終

案の公表に向けて作業中だという情報でございます。

次の大きな3番目の「サーベイランス」でございます。サーベイランスの資料は委員限りの資料として付けてございまして、74ページ、75ページを御覧いただきますと、新たに74ページの資料には地域ごとのブレイクダウン。75ページの表には地域ごとに加えて年齢別のブレイクダウンがなされています。年齢別についてはこの30か月齢未満と以上、この区分しかできないということでございますので、これ以上の細かなブレイクダウンはデータとしては得られないということでございます。

このカテゴリーごとの頭数はもう既に以前提出されておりましたので、それが地域ごとにブレイクダウンされているということです。あと乳用牛、肉用牛の区別もなされております。これで見ますと、まず乳用牛と肉用牛では85%ぐらいは乳用牛だということがわかりになるかと思えます。

地域ごとの見方はちょっとこの表だけでは評価が難しいんですけども、年齢につきましては9割以上が30か月齢以上の牛だということがわかります。93%ぐらいは30か月齢以上の牛になっております。

それから、次へ行きますけれども、76ページですが、3の(2)の「高リスク牛(446,000頭)の算出根拠について」。これにつきましては、後ろに参考として付けました。113ページにちょっとしたチャートが付いているんですが、この表と見比べながら説明させていただきたいんですけども、その前に78ページにこの仮訳が付いております。この米国側から提出された情報は米国が強化されたサーベイランスを行うに当たりまして、高リスク牛というのを定義いたしまして、その頭数を推計した上でサンプリングを行っているんですけども、その高リスク牛の考え方なりその算出根拠を米側にただしたものです。

高リスク牛44万6,000頭となっているんですが、その内訳としまして、死亡牛25万1,500頭。と畜場での廃棄牛19万4,200頭。それから、頭数は少ないんですが、中枢神経症状を示した牛129。これらを足し合わせて44万6,000頭という数字を導いているという説明でございます。それぞれの数字は米国農務省のホームページにもその根拠のデータが掲載されているということでございますので、このアドレスにアクセスしていただければ、現データが御覧いただけます。

ここでちょっと間違いがあります。中ほどの計算式の「10,060頭」という数字がございまして、これは「100,060頭」の間違いです。ゼロが1つ抜けておりますので、直してください。その数行下に同じ数字がありますが、これも「100,060頭」の間違いです。

このような高リスク牛の算出根拠を聞いた上で、113ページのこの表を御説明したいと

思うんですが、これは前々回、北本専門委員から、米国のサーベイランスと同じような考え方で日本でサーベイランスを行った場合に、どれぐらいの結果が得られたのであろうかという推計をしてみてもどうかという御提案がございました。前回の本委員会でも若干議論させていただきましたけれども、少し数字がそろっていないとおわかりになりにくかったと思いますので、もう一回日本と米国を対比しながら数字を整理してみたものでございます。

まずこの図の真ん中ほどに「成牛飼養頭数」というのがございます。米国では肉牛が 3286 万頭、乳牛が 899 万頭。肉牛が約八割を占めております。それに対しまして、日本では肉牛 77 万頭、乳牛 114 万頭ということで、乳牛の方が 6 割を占めているという、まずこういった構成の違いがございます。

下の方を矢印で見ていただきたいんですけども、下の方は農場での死亡牛を示しております、米国の方を見ていただきますと、これは前回も御説明したんですが、肉牛は農場での死亡牛の割合というのが年間 1.5 % 程度。乳牛は数字が高くて 4.8 % 程度という説明がございました。これをかけ合わせて計算して積み上げますと、米国での年間の農場死亡牛頭数というのは 93 万頭あまりになるということです。

その中でこの一番下の網かけになっています、25 万 1,500 頭と言いますのは、これが米国が示した数字でございまして、結局農場死亡牛のうち死亡理由が不明なもの、または B S E 様の症状を示した牛ということでございまして、これが 25 万 1,500 頭ということになっております。ですから、農場死亡牛全体の約 27% がそういったカテゴリーになると。この 27% というのは結果から導いた数字でございまして、こういう計算が成り立つのかなということでございます。

ただ、先ほど 78 ページの資料にありましたように、実はこの 27% という数字は結果で私どもが推計した数字でございまして、米国から来ました 78 ページの説明資料によれば、もっと細かく乳牛、肉牛それぞれ計算をして積み上げた数字だということがわかりました。25 万 1,500 頭の数字の内訳は、先ほどの 78 ページにあるような積み上げをした数字でございまして。この情報は私どもがこの計算をするときにはまだ入手できていなかったものですから、とりあえずこの 27% という仮置き数字を使っております。これが米国の農場死亡牛とその中のハイリスク牛の考え方になっています。

これと同じようなことを日本に当てはめてみた場合にどうなるかという計算を右の方の流れでやっております。日本ではこの中ほどの 9 万 8,000 頭という農場死亡牛の実績がございまして。日本は平成 16 年度の数字。米国は基本的には強化サーベイランスが始まりました。

た昨年の6月1日から1年間の数字でございます。

日本では平成16年度に9万8,000頭の死亡牛がございまして、これを乳牛と肉牛に分けてみたところ、これは推計値なんですけれども、乳牛が8万6,800頭。もう9割以上乳牛ということになっています。

上に戻って、この乳牛と肉牛の死亡牛頭数をそれぞれ成牛頭数との比率で見ますと、肉牛は成牛に対して1.7%の死亡率の割合。乳牛は8.7%という数字がございまして。これはアメリカと比べてみた場合に、肉牛は非常によく近似しておりますし、乳牛はちょっと高いんですけれども、この理由は定かではありませんけれども、日本の乳牛の酪農の飼養形態とかから考えればあり得ないことではないのかなというふうに考えております。

この9万8,000頭の死亡牛の中でアメリカと同様に、そのうちの27%がハイリスク牛だというふうに考えた場合、2万6,500頭がそれに該当するということになります。これが死亡牛について、アメリカと同様の考え方を取った場合に得られる数字でございます。

今度は成牛頭数の上の方を見ていただきたいんですけれども、「年間と畜頭数」がございまして、アメリカで言いますと3,350万頭のと畜頭数に対しまして、と畜場での廃棄頭数というのが1万9,420頭ということになります。これを米国ではハイリスク牛としてサーベイランスの対象にしております。日本はこれに対応する数字といたしましては、年間126万頭のと畜に対しまして、8,300頭ほどのと畜場廃棄頭数というのがございまして。これらはいずれもと畜頭数に対して、アメリカでは0.58%、日本では0.66%ということで、これも非常に似通った割合になっているのかなと思います。

それらの結論としまして、米国では、この網かけの一番下の数字と一番上の数字を加えた44万6,000頭。これを年間の高リスク牛の頭数というふうにとらえておりまして、その中から結果としましては1年間で約三十八万八千頭の抽出によるBSE検査を行ったという結果になっております。

なお、このときの考え方は、アメリカでは約二十七万頭ほど検査すれば99%の信頼度で1,000万頭に1頭のBSE牛を検出できるという考え方を取っております。日本の方は同じような数字をつくってみますと、一番右のところにあります、日本では高リスク牛3万4,800頭ぐらいになるのかなということでございまして。これは仮の数字でございます。

以上のような計算をしてみたわけなんですけれども、これでもって何が言えるかということなんです。このサーベイランスの結果として、この網かけの部分が実際に検査対象になっている部分なんです。米国では一番下の農場死亡牛のうちのハイリスク牛の中から今までのところBSEが1頭見つかったということです。と畜場廃棄頭数からは見

つかっておりません。したがって、全体のサーベイランス 38 万 8,000 頭の中から B S E が 1 頭見ついているということでございます。

これに対して日本では、死亡牛もと畜場のと畜頭数もすべて検査をしております、農場死亡牛では、平成 16 年度には B S E が 2 頭見つかりました。と畜場の健康と畜牛から 2 頭で、あとと畜場の廃棄頭数から 1 頭見ついております。

アメリカ並みに考えたときの日本の高リスク牛だけをもし検査した場合に何頭が見つかるかということになりますけれども、ここはもう単純な計算をするしかないんですけれども、9 万 8,000 頭の農場死亡牛から 2 頭見つけていて、そのうちの 27% だけを検査しているということですから、ここは約四分の一ということで、0.5 頭ぐらいが計算上は見つかるということになります。0.5 というのは半端ですから、0 か 1 という数字になろうかと思えます。

上の段ではこのと畜場のと畜された牛からはアメリカは見つけないので、そのと畜場の廃棄頭数の 1 頭は見つけることができるだろうということで、合わせますと高リスク牛からは、1 足す 0 ~ 1 ということで、1 ~ 2 頭ということになろうかと思えます。

しかしながら、日本では実際にはこの年に 5 頭見つけているわけですので、そういう意味では実際には 5 頭のをアメリカ並みのサーベイランスをすれば 1 頭しか 2 頭しか見つけられないということで、それを今度は逆にアメリカに戻して考えますと、実際には 5 倍ないし 2.5 倍ぐらいの B S E がいるのかなという考え方ができるのではないかと思います。そうしますと、アメリカでは実際 1 頭しか見つけていないわけですので、これは非常に単純な推計なんですけれども、その 2.5 倍なり 5 倍というのは、この数字から考えられるということになります。

この数字というのは、例えば、5 倍の方を取って 5 頭という数字になりますけれども、この数字と言いますのは米国がこの強化サーベイランスの考え方をつくる際に先ほど申し上げましたが、成牛 1,000 万頭の中で 1 頭の B S E を検出できるだけの統計学的な信頼度でやっているということでございますので、実際に 1 頭見つかったということは成牛頭数が約四千五百万頭ですので、4 頭なり 5 頭はいるということの意味しているというふうにも解釈できるわけですし、たまたまなのかもしれませんが一致しているということが言えようかと思います。

ただし、後ほど、先ほどもありましたが、米国ではその後、2 頭目の B S E、まだ確定しておりませんが、これが見ついている可能性がありますので、ここが米国で 1 頭という数字が例えば、2 頭になれば、これはすぐに倍になってしまうわけですので、こ

の辺はかなりの幅を持って考える必要があるんだろうというふうに思います。この対比表については以上です。いずれにしても、この表はかなり単純化した推計でございますので、この数字の持つ意味については、この委員会で御検討いただければというふうに思います。

元に戻りまして、79ページ「自国産牛でBSEが確認されたことを受けた、BSE清浄性に対する米国の考え方」。この資料も委員限りになっておりますが、御存じのとおり、OIEでは今年の5月の総会でこのカテゴリーが簡素化されまして、3つのカテゴリーになっております。

一番上のカテゴリーはネグリジブル・リスクと言って、無視できる、無視し得るリスク。2つ目が、コントロールド・リスク。管理されたリスク。最後が不明のリスクという、この3つのカテゴリーでございまして、一番上のカテゴリーは、国内産牛で発生があった場合は最終発生から7年以上経過していることというのが条件になりますので、客観的に考えれば、これには該当し得ないだろうというふうに思います。米国側の理解もそれに沿ったものだというふうに承知しております。

以上でございますが、あと先ほどの横山専門委員からの御質問について、簡単に御説明したいと思います。

まず我が国はいつからBSE対策の方針を転換したのかと。従前は発生国からは輸入禁止という対応を取っていたのではないかとということだと思っておりますが、これについては諮問をした際の説明資料にも記載されてございますけれども、動物畜産物の防疫についてはSPS協定という国際的なルールがございます。このSPS協定によりますと、関連する科学的な根拠が不十分な場合には暫定的な検疫措置を採用することができるということになっておりまして、ただし、この場合は客観的なリスク評価のために必要な情報を得るよう努め、また適当な期間内に当該検疫措置を再検討するというようにされております。

また、科学的に正当な理由がある場合、または適切なリスク評価を行った場合には、国際基準よりも高い水準の検出値を導入することができるというふうにされております。これがSPS協定の考え方でございます。

従来、我が国はBSEにつきましては、客観的なリスク評価を行うために十分なその科学的な根拠が得られていないという事情を踏まえまして、発生と同時に輸入を停止するという対応を取ってきたところでございますが、EU諸国を始め米国、カナダについても同様な対応を取っております。

その後、この米国、カナダからは輸入再開の要請を受けまして、技術的な協議を行ってきたところでございますが、その結果を踏まえて、現在「食品安全委員会」にその科学的

なりリスク評価をお願いしているということでございまして、このような手続はまさにこの S P S 協定に定められた手続に即したものであるということでございます。

したがって、B S E に関する輸入検疫措置の方針を変更したということではなくて、私どもはこの S P S 協定、国際的なルールに即した対応を今、行っているところでございます。

それから、米国で国産牛で B S E が発見されたけれども、これによってその諮問を取り下げることはないのかというような質問だったかと思いますが、これにつきましても再三御説明しているところでございますが、米国では一昨年の 12 月に初めての B S E が確認されまして、日本では直ちに米国からの牛肉の輸入を停止いたしました。その後、その牛はカナダ生まれの牛であったということが判明したわけですが、現地調査の結果や国際調査団の調査結果等を踏まえまして、米国、カナダの B S E リスクは一体であるという考え方の下で輸入禁止措置を継続しているところでございます。

その後、まさに米国では 1 頭、国内産の B S E が見つかりまして、また今 2 頭目が検査中ということになっておりますけれども、いずれにしましても米国には一定の B S E リスクがあるということを前提としまして、これまで協議を進めてきて、またそういう前提の下で輸入再開条件を現在諮問しているところでございますので、国産牛で発生したことによって、この諮問の前提が変わることはないというふうに考えているところでございます。

併せまして、今後 B S E 発生国からの牛肉輸入について、どのように考えていくのかというような趣旨も含まれていたかと思うんですけれども、これはもう先ほど申し上げましたとおり、国際ルール上はあくまでも関連する科学的根拠が不十分な場合に暫定的な措置として、その輸入禁止措置も取り得るということでございまして、この場合は客観的なリスク評価のための必要な情報を得るように努めて適当な期間内に当該検疫措置を再検討するというのが各国の義務になっておりますので、現在、米国、カナダのほかに E U 諸国に対しましても、B S E を理由とする停止措置を取っておりますけれども、これらの国についても相手国から要請を受けつつ、そのリスク評価を今後行っていく必要があるかと思っております。その際にはまたこの「食品安全委員会」での御審議をお願いすることになるかというふうに考えておるところでございます。

私からの御説明は、以上でございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。

前回、厚生労働省及び農林水産省に対して要請した資料の提供、2 頭目の経緯、飼料規制に関する検討状況、サーベイランス、カナダの生前検査等についての資料提供。厚生

労働省の2頭目のあれに関しては委員限りというのが多かったので、委員の先生方は具体的な情報を得られたと思います。

横山専門委員からの別途の質問で、BSE対策に方針転換があったのかなかったのか、2例目を受けて諮問を取り下げるかどうかという質問に対して、農林水産省の方から説明がありましたけれども、後の議論の中でも確認していきたいとは思いますが、特にただいまの説明に関して確認しておきたい、あるいは質問があれば、ちょっと時間を取って受けたいと思えますけれども、ございますか。

どうぞ。

山内専門委員 道野補佐からの説明で、疑陽性とかインコンクルーシブのパーセンテージの話ですが、私も直接USDAの担当官から聞いたことがあったんですが、結局当初はやはり疑陽性がかなり出ていたと聞いておりました。ですから、今の説明にあったように、エンハンスド・サーベイランスになって、それ以後の成績が非常に低い値になったんだというふうに理解していいんだと思うんですが、それでよろしいですね。

道野課長補佐 そうですね。

山内専門委員 もう一つは、Antemortem に関しての件ですが、これも私が要求した資料であったわけですが、カナダ、アメリカいずれも生前検査というのは作業員がどうもやっているようであると。ただ、カナダの場合には前回提出された資料ではEUに輸出する場合には獣医師による生前検査を実施しているという文言があったので、資料を探していたわけ、この点についてもかなり実態がわかったというふうに思います。

以上です。

吉川座長 ほかにございますか。

甲斐(知)専門委員 カナダは獣医師が検査をするということが明らかになったんですが、アメリカはやはり訓練を受けた作業員がやっているということで、獣医師の割合はどのぐらいなんでしょうか。

道野課長補佐 前提条件をもう一度確認しますと、アメリカでの連邦政府が検査していると畜場での生体検査はUSDAの職員の獣医師がやっております。ただ、アメリカのミートインスペクターというのは獣医師だけではなくて、勿論、畜産学とかそういった関連の学部を出た人をトレーニングして検査員として採用するということもありますけれども、生体検査については一応獣医師がやるというふうになっています。

日本の場合には、と畜の際にみんな獣医師ということで、その辺のそごはないわけですが、カナダの場合になぜEUとの間でベテリナリアンじゃなければいかぬというこ

とを確認したかというのは、ちょっと定かではないんですけども、アメリカの生体検査とカナダの生体検査を比べますと、アメリカの場合には一応獣医師が原則1頭ずつ、勿論動いていくところを見るわけですけども、要はスタンニングする場所に入るまでの間に牛の通路を細く、狭くして、なるべく頭数が重ならないように移動させて見るという方式を取っているわけですけども、カナダの場合には一応HACCPの一環として、と畜場側の従業員が全体は細かく一応見ていって、CFIAのインスペクターはそれではねられたものとか、ロッドごとに抽出検査をやって問題がないかどうか。施設側がやっている生体検査というか生体の状況の確認というのが間違っていないかどうかということを確認するシステムになっています。

そういった関係もあって、EUとの間で獣医師がやるということを確認しているのかもしれないんですけども、基本的な制度としては、アメリカについては連邦政府の職員である獣医師が生体検査をやっているということと、カナダについても原則はそうなんですけれども、基本的にはその施設がまず確認をして、その上でCFIAの検査官がロット検査をやるというシステムになっているということでございます。

吉川座長 どうぞ。

山内専門委員 今回の説明でちょっとよくわからないのは、前回の委員会で配られた資料1-2というのがあるんですが、これの11ページにFSISのAntemortem inspectionのことが書いてあるんですね。確かに動いているときとか休んでいるときに調べるといんですが、例えば、歩行異常とか何かある種の異常の場合にはFSISのパブリックヘルス・ベテリナリアンが見なければわからないだろうという表現になっているだけで、彼らがやらなければいけないということはどこにも書いていない。要するに作業員がやっていて、ただ、そのある種の症状や何かの場合にベテリナリアンが見ますというふうにしかな理解できないんです。

道野課長補佐 わかりました。その辺を明記している資料を次回用意させていただきます。

先ほど、私の方から申し上げましたカナダのシステムについては、前回提出させていただいた資料の今、御指摘いただいた後の方に入っておりますので、よろしく願いいたします。

小野寺専門委員 質問をよろしいですか。

アメリカの第2例目ですけども、変わった品種でクリーム色のブラーマ・クロス、インド系の牛の交雑種と66ページに書いてあるんですけども、これは恐らくアメリカでと

殺される牛とか飼っている牛が圧倒的に肉牛なものですから、恐らくこれは多分ブラーマ・クロスというのは、私が向こうで聞いた話でも乳牛でなくて肉牛であったということだと思ふんです。それで、どこからその牛が来たんだという話になるんですけども、これは勿論そこにテキサスである程度育っているわけですけども、何代か前はメキシコから来たということは聞いています。ですから、牛の品種はどうなんだということですよ。

吉川座長 インド系の牛の交雑種と、66ページに書いてあり、当該感染牛は生まれから売却する前まで農場内で一貫して飼養していたというふうに67ページには書いてあります。小野寺専門委員 ただ、日本はその場合は圧倒的に乳牛ですね。品種はホルスタインですけども。そういうことで、この場合はブラーマ・クロスで何もそういうものじゃなくて、肉用牛であるということだと思います。

吉川座長 そうですね。これは肉用牛なんでしょうね。そうだと思います。

山内専門委員 もう一つ質問が農林水産省の方にあるんですが、今度はFDAが飼料の規制に関してのレビューを完了したと。これはさっきの説明ですとコンプリートバン。要するにあらゆる動物に対しての肉骨粉の使用を禁止するという内容と理解してよろしいんですか。今までそういう話を聞いた記憶はないんですが、何か私の理解が間違っているのでしょうか。

今の場合だと69ページです。「高リスクのウシ科動物の組織を全ての動物用飼料に使用することを禁止する規則案」と書いてあるんです。

釘田衛生管理課長 御存じのとおり、牛由来の動物性タンパクを牛に与えることは現在でも禁止されております。ただ、現在はその牛由来のタンパクを牛以外のほかの家畜に与えることはまだ認められておりますが、その部分は少なくとも禁止するという提案になっていると聞いています。

参考資料も24番がその提案でございますので、これを御覧いただければ、前回パブリック・コメントに付された内容はここに書かれております。

山内専門委員 前回説明があったときには、こういうほかの動物まで禁止するというふうな表は出てこなかったんです。

吉川座長 prohibit high-risk bovine tissuesをやめるから、SRMはやめるけれども、牛の肉骨粉を全部からやめるということではないかもしれないですね。この文章で言うと。

山内専門委員 SRMに関してだけということですね。わかりました。

吉川座長 ほかにございますか。

北本専門委員 113 ページを開けていただきますと、今回の強化された米国のサーベイランスを日本に当てはめたというものですけれども、1つずつ確認していきたいのは、右側の日本のBSE 1頭で大きく括弧して、次にBSE 2頭、最後にBSE 2頭というふうに各部分で書かれているというのは、これはアメリカのサーベイランスの期間中に日本で見つけた総数でいいわけですね。

釘田衛生管理課長 はい、そのとおりです。少しずれていますが、そういう考え方です。

北本専門委員 それで括弧が今までの累計。

釘田衛生管理課長 そのとおりです。

北本専門委員 それで今、釘田さんが言われた一番上のBSE 1頭はまず見つかるだろうと。これは見つけてもらわないと困ると。一番下のBSE 2頭のうち、見つける確率は27%である。ですから、0頭か1頭である。真ん中の2頭は見つからないということの理解でよろしいですか。

釘田衛生管理課長 はい、そのとおりです。

北本専門委員 それで行くと、やはり、いわゆる国際のBSEに対するサーベイランスをこういうサーベイランスをしたらいいという、そのチームがアメリカに対してサジェストした方法論というのは、低暴露国の我々が考えると非常に真ん中が抜けている。一番検査しなければいけないところが実は抜けているんだということは如実にわかるんじゃないかなという気がするんです。

ですから、これはこういうデータを出せるというのは日本しかないと思いますので、今後のサーベイランスはこういうサーベイランスをしなければいけないというのを是非、国際的な会議はOIEなんでしょうけれども、国際的な会議で実際この数字を当てはめたものというのを説明していただきたい。今まで我々はそのスクリーニングとして、つまり牛肉の安全性を担保するためにスクリーニングとしてと畜場の全頭検査というのをやってきましたが、実はその低リスク汚染国においては、このと畜場の検査というのがかなりそのサーベイランスとして大きな役割を持つんじゃないかということが、ここでもわかるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

釘田衛生管理課長 その辺の評価については、この委員会で御審議いただくべき事項だと思っているんですが、ただ、1つ言えることは死亡牛とと畜場廃棄頭数をつかまえば、死亡牛全部をやっていないのがちょっと問題なんですけれども、16年度で言えば5頭のうちの3頭は見つっているわけですね。死亡牛の中には、いわゆるハイリスクでない死亡牛もたくさんいるわけですので、ここでは単純に27%ということで、2頭のうちの0.5

頭ぐらいしか見つからないというふうに言いましたけれども、実はその選び方が適切であれば2頭全部見つかるかもしれないということは言えようかと思えます。

そういう意味で、やはりBSEがいわゆる死亡牛なりと畜場で廃棄される牛、そういった高リスク牛からより多く見つかるというのは正しいことなんだろうというふうに思えます。

それと、と畜場のと畜頭数についても、日本とアメリカでは恐らく実態がかなり違っていて、と畜の月齢が相当違います。日本では20か月齢以下でと畜される牛は1割ぐらいしかいなかったと思いますが、米国では肥育される牛のほとんどが20か月齢以下だと言われているので、そういう月齢の問題も違いますので、米国で例えば、そのと畜頭数を全部検査して同じような割合でBSEが見つかるかどうかというのは、また別な問題だろうと思えます。

北本専門委員 それは私は次のステップで、「食品安全委員会」の特に「プリオン専門調査会」で考えなければいけないのは、では、これらのサーベイランスからその食品の安全が担保されるのかということ、その次のステップだと思うんです。まずそのサーベイランスとして、そのと畜場での検査が役立つんだと。確かにこれは言われたとおり、効率は悪いんですね。ただ、全体に占める割合はもう半数になっているんです。ですから、サーベイランスとしては無視できないんだということが1つあり得るかと思うんです。その上で、では、これをしないと今のリコメンドしていると畜場での廃棄頭数、廃棄する中と死亡牛の中から実際に肉牛となるものを想定できるかというのは、その次の問題じゃないかなという気がするんです。

吉川座長 前よりはかなり母集団を含めてわかりやすくなったと、私は思います。今言われたとおり、その例数が少ないですから、先ほど最初に言われたように1頭出ただけで、かなりの率が変わってしまうという制限はあるけれども、同じようなカラムで書くなら、今言われたとおり、それは我々がやらなければいけないのかもしれないかもしれません。その死亡牛中の確定した原因のあるものとないものが日本でどういうふうに振り分けられたかという問題。それから、126万頭と3,350万頭。例えば、最初にヨーロッパのパネルがいて、もし30か月で切ったというふうにやったときに、どのぐらいの振り分けに日本のデータがなって、アメリカがどうなるのかという辺りは、あるいは20か月でもいいんですけども、もう少し踏み込んだシミュレーションでないとかえって誤解を与えるデータになってしまう危険性はあるかもしれないという気はします。でも、随分わかりやすくなったことは事実です。

山内専門委員 今の件で、日本のような低発生国、低汚染国の場合の牛の健康、と畜場での検査によるピックアップという問題。これはヨーロッパでも同じような状況の国というのはあると思うんです。

ですから、そういったデータも今後含めて検討していった方がいいというふうに思います。

吉川座長 賛成です。もしデータが手に入るなら、その辺を埋めてくれれば、もう少し。

金子専門委員 私は両方の意見に賛成ですと言うとおかしいんですけども、賛成です。このデータは米国のデータに基づいていますけれども、後で多分、山本専門委員の方から資料が出ると思うんですけども、数字で陽性率を見てみると、日本は0.002 幾つという数字があって、カナダは0.0038 でしたか。米国だけが0.0002 幾つと、一桁低いんですね。だから、むしろそのサーベイランスの効率をそういうベーシックな部分まで振り返って、立ち返って調べるのであれば、むしろカナダの値を挿入して、その検出率がどうかというのを見れば、ヨーロッパのほかの国々のデータと併せて、あるいは現在実際に議題に挙げられている国が含まれていますから、その基本的なシステムを考える上では、やはりその米国、むしろカナダの方が参考になる可能性はあるかなと思いますので、意見を付記いたします。

吉川座長 それは非常にプロダクティブだと私も思います。カナダの方もかなりデータを提出してくれていますから、本当は我々がやらなければいけないのかもしれないですが、少なくともデータをいただければ、やることはやぶさかでないと思います。

両省の説明に関して、ほかにございますか。いいですか。

最初に言ったように、必要であれば、また戻って議論するという格好を取りたいと思いますけれども。

佐多専門委員 この資料の後ろの方にカナダのいろんな確認検査の方法についてのプロトコールが全部出ていますね。写真も含めた格好で。これはアメリカの方はそういうのがまだ抜け落ちているデータがいっぱいあると思うんですが、そのカナダと同じぐらいのそういう資料というのは出てくるものなんでしょうか。あるいはそれをお願いしたら出てくるということであれば、金子先生のお話もありましたけれども、より比較がよくできるんじゃないかというふうに思います。

道野課長補佐 済みません。一応継続して、アメリカにはまた資料の提出を要求してまいりますし、そういった中でカナダの資料と同様のものということで、ちょっとこちらの方でも、内容をよく比較して要請していきたいと思います。

吉川座長 お願いします。

北本専門委員 済みません。質問するなと言われていたのに質問するようで、その第2例目のものなんですけれども、具体的な数字は何も言いませんから、私の意思をくみ取って答えてほしいんですけれども、一番最初に聞いたときには、この第2例目というのはP r P s c 異常なプリオンタンパクが少ないと。何分の1か忘れたんですけれども、少ないとかというお話ではなかったですかね。

それで、私はお聞きしたいのは、多分、堀内先生から聞いた方がいいんじゃないかなと思うんですけども、このE L I S Aの具体的な数字は言えないんですけれども、このE L I S Aの数字から考えて、ほぼ full-blown のかなりS Cの多い状態の脳と考えていいのか、それとも10分の1ぐらい、full-blown とすると10分の1ぐらいのS cの量なのか、それとも100分の1ぐらいのS cの量なのか、E L I S Aの辺りから想定できますか。

堀内専門委員 かなり日本で行くと、しっかり蓄積しているという部類に入ると思うんです。私もちょっとお話ししたかったのは、これはこの事例が解決するまでに半年ぐらいかかっていることになると思うんですけれども、それで新たにアメリカでその検査体制なり何なりの改善点と言うんですかね。言ってみれば6月以前と6月以降で明瞭な改善点みたいなものがあるのかどうかということも、もしわかれば教えていただきたいんです。

吉川座長 日本に換算するなら、かなりの蓄積のある答えだろうと。

山内専門委員 この委員限りの資料の5ページで見ますと、真ん中より下の方で Results などでは、これは小脳のサンプル、脳幹のサンプル。これは20 mg で陽性であるといったようなことも書いて、日本の場合ですとE L I S Aのサンプルだけでやった陽性であってというのではなくて、これはある程度広がっているわけですね。

ただ、小脳の方は若干弱いといったようなこともあるので、かなりこれは広がっていたというようなこともこれから考えられるんじゃないか。

それと、ウェスタンのパターンがこの写真では全然わからないんですが、やはりバンドの泳動のパターンから言うと、若干コンベンショナルなものよりフランスのものに近いというのを関係者から聞きました。その辺がもっとちゃんとした生のきれいな写真で見せてほしいということです。

それから、モノクロなどでも6 H 4 とP 4 とでやはり反応性が違うんです。この辺の意味というのも、やはり本当はこれからちゃんと検討すべき。学問的な問題なのかもしれませんが、幾つかの情報はこの中に入っているんじゃないかというふうに思います。

道野課長補佐 一応私どもで承知しています、その改善点についてお答えいたしますと、

1つはそのウェスタンブロットをIHCと同じように確認検査でやるようにするというのが1点。

それから、今回その反応性の問題というのは抗体の問題もあるんじゃないかというふうに言っていて、ウェイブリッジの方で定期的な抗体の反応性をチェックするというか、何を使うかということを検討するらしいんですが、そういったものに参加をして、アップデートされた抗体を使うというようなこと。ほかにもあったかもしれませんが、とりあえず今お答えできるのは、この2点でございます。

山内専門委員 今の件で。アメリカでのこの検査は全部エーフィスでやっているわけですね。エーフィスでIHCやら確認までやっている。ウェスタンブロットのシステムはエーフィスにはなかったんです。今回のウェスタンブロットはARSの方でやったんです。これからはエーフィスでもウェスタンブロットをやりますということだと思えます。そういう背景があるものですから、今度の第3例が疑われている場合には、もうそのサンプルを集めた獣医師はすぐにホルマリンに漬けてしまうというようなことまでやっているわけですね。

今までずっとエーフィスが、エーフィスというのは1994年から確認検査やIHCだけで、今のバイオラットのような迅速試験ができる前からでしたから、獣医師自身がもうホルマリンにすぐに漬けるという習慣があって、それは全然ちゃんと今度は新しいシステムだと直されてこないのが背景にあるんじゃないのかなというふうに推測できます。

小野寺専門委員 たしか6H4とP4の反応が違うということがありましたけれども、これは恐らく、私らはたしか学会の方でアメリカの第1例ですね。それも6H4とP4の反応が違うんですけれども、それに関してはたしか6H4が要するに牛も羊も反応するけれども、P4はたしか羊の材料にだけ反応するということだと思えます。

ですから、牛と反応しないというのは、結局これは羊のスクレーピーの、羊の材料が混じっていないという、ただそれだけの証拠だと思えますけれども。

吉川座長 ありがとうございます。

佐多さん、どうぞ。

佐多専門委員 さっきカナダと同じくらいの程度のプロトコルを渡してほしいと言ったのは、USDAが出してきて、今回見せていただいた部分は断片的なものでしかなくて、例えば、山内先生が言われたようなサンプリングだとかトランスファーだとか、そういったものを含めた全体のプロトコルになっていない。だから、そういうところにいるんな疑問点が出てくるということだと私は思うので、やはりきちんとしたものを出すというの

がまず前提だろうと。

日本側からも既にきちんとしたものを行っているはずなので、それに対してちゃんとした答えをするべきというのが大事なことなんじゃないかというふうに思います。あと細かいことは、質問はするなということなので。

山内専門委員 今の件では、この資料の5ページに「OIE enrichment and Western Blot analysis」というふうに書いてあるわけです。上から4行目ぐらいに。

ですから、彼らはこのOIEのマニュアル・オブ・スタンダードズに従ってやっていると。あれにはプロトコールは一応書いてあるんです。多分それ以上のものはあまり出てこないのではないかというふうに思います。

佐多専門委員 もうちょっと言うと、あれはもう十数年前のプロトコールですね。

山内専門委員 あれは2年だか3年だか置きに変えてはいるんです。ただ、最近のものがどれくらい新しいものになっていたかは知りません。

佐多専門委員 だから、そういった意味で、そのインブループメントというのは、どれくらい本当にその世界のこういう検査のシステムに合わせて進んでいるのかどうかというのが若干疑問に思っているんで、そういった意味でもう少しきちんとしたのがあるはずだろうというふうに思った次第です。

山内専門委員 OIEのマニュアル・オブ・スタンダードズは私も途中までは関わったことがありますけれども、やはり一応、国際的に合意されるような方法論ということですが、ただ、ウェスタンプロットに関して言えば、多分日本の方がかなり進んでしまっているんじゃないかなというふうに思います。

ですから、これは実際に日本でウェスタンプロットをやっておられる方がOIEのマニュアル・オブ・スタンダードズの一番新しいバージョンを御覧になって比較をしコメントをしていただくとありがたいと思います。

甲斐（知）専門委員 今を出していただくことに賛成です。断片的にいろんな情報がばらばら出てくるのではなくて、ちゃんと今やっているプロトコールをちゃんと示していただかないと、今みたいにエーフィスでやっているのはウェスタンプロットを今後始めるとか始めないとか、その前に今回もホルマリンでつけてしまったからできないとか、要するに今の現状はちゃんとどうなっているのか。

改善点も先ほど、厚生労働省の方から、こういうふうにするとう聞いていますと言ったけれども、それはちゃんと文書化されているのかどうかとか、断片的な情報ではなくて、今アメリカでどのようなプロトコールで、どこでどのようにやっていて、今度は改善的を示

すなら、どういうふうにしたのかということの情報を正確に欲しいと思います。

吉川座長 では、少し実際にやられている専門家の方から見て、この説明の中で何が足りないのか。方針と現状でどのぐらいのずれがあるのか。その辺に関して少し整理をしてくれますか。

ほかにございますか。いいですか。

それでは、一応前回の資料請求に関する質疑はこのぐらいにして、先に進めていきたいと思います。5分くらい休みますか。

では、まだ1時間半やりますので、11時5分までお休みをして、山本専門委員に前回の続きを説明していただく格好でやりたいと思います。

梅田課長補佐 わかりました。それでは、再開は11時5分でお願いします。

(休 憩)

吉川座長 時間になりましたので、再開したいと思います。

それでは、前回の議論の続きになりますけれども、リスク評価の進め方に沿って、各項目ごとに確認し議論を進めていこうということで、前回から山本専門委員にたたき台を説明してもらっています。

済みません。山本専門委員、お願いします。

山本専門委員 それでは、御説明させていただきます。資料は、2 - 1、2 - 2、2 - 3、資料3を使って御説明したいと思います。

前回までの議論で、一応生体牛と食肉について、さまざまな項目を挙げましたが、それについてのデータを収集して検討していくことになりました。

今回は、米国の生体牛侵入リスクの部分について詳しく説明させていただきましたけれども、データが一部追加になっている部分がございます。それが資料2 - 1では、言葉で増やした部分もありますが、緑色の字で書いてあるところが、今回新たに加わっている部分です。

1ページ目には「IHC検査にて、全てBSE(-)」という言葉だけですが、2ページ目は「関連のリスク評価報告」の抜粋ということで、これを付け加えさせていただいております。

肉骨粉の点では、レンダリング工場の話で緑色の部分がありますけれども、年間300万トン生産されているということと、それからカテゴリー別のレンダリング工場数や年間生

産量については、ちょっと情報がなかったということ。

それから、えさへの混入については、これの中で一応交差汚染の問題というのが考えられるという部分加わっております。

その次の次のページ、5ページのところですが「餌への肉骨粉使用状況」、これが緑色の字のところ、肥育牛に1歳から2歳ごろです。最初の生まれてしばらくは与えられないんですが、肥育が始まるころに使われると。この文書の中で2行目の「肉牛（繁殖用の2歳以上の牛）、乳牛の未経産牛（1 - 2歳）には、その約50%に濃厚飼料が給餌されるようだ」の「ようだ」は削除してください。

乳牛については、0 - 1歳には子牛用飼料、濃厚飼料が給餌されることとなります。これは、飼料規制以前には当然少し肉骨粉が含まれていたということです。

それから、代用乳のことがありますけれども、乳用種には代用乳を給餌していることがあります。

次の6ページ、先ほど交差汚染のことを申し上げましたけれども、交差汚染を今度防止するための洗浄を行っているということが、ここでは書かれているということです。

専用化を目指しておりますけれども、まだ1%程度が非専用工場として残っているということでもあります。

「飼料規制」、ここが現時点でまだ、先ほども議論になりましたけれども、2004年7月の禁止予定条項、こういったものがまだ実施されていません。

3つほど下のカラムにあります、遵守状況です。1997年8月以降、反すう動物タンパク等を反すう動物用飼料に用いることを禁止したわけです。

遵守状況は、禁止直後は低かったんですけども、かなり改善されてきて、99%以上とされているということです。

ただし、問題点としては、小規模農家での使用状況とか、その辺がわかっていないと。先ほども交差汚染の改善状況ということがありますが、その辺がまだ本当にどこまでできているのかというのが、つかめていないという現状はあるということです。

あとは、サーベイランスに関しましては、10ページに書きましたが、これは先ほどの農林水産省の釘田課長からの説明でも、日本のものを適用した場合というものを参考にしながら考えていく必要があるかとは思っています。

これは、現時点で公的に発表されている部分で数値がわかっているものを、ここに掲載してあります。

新たに加わりましたのは、この「食肉」の部分が11ページ以降に記載されています。連

邦規制として、歩行困難な牛の食用禁止。

すべての月齢の扁桃及び小腸に、30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、せき柱、きせ髄及び背根神経節の除去。

A M Rの規制強化。

空気噴射スタンニングの禁止。

B S E検査中の牛肉のB S E陰性が確認されるまでの流通禁止。

そういう連邦規制が、2004年の段階で提案されているということです。

それから、S R Mですが、これは日本に輸出される場合の規制は、国内規制に比べて月齢の部分で変更がありまして、これは30か月齢以上という国内規制に上乗せして、月齢を問わず、すべてのS R Mといたしますか、定義されているものを除去することになっております。

B S E検査の上乗せ規制として、20か月齢以下と証明されるもののみを輸出するという形になっております。

S R Mの除去の状況について、甲斐論専門委員の科学研究費の報告書から、一部抜粋させていただいているんですけども、S R Mである扁桃を確実に除去されるために、舌の上部を削り取っているということで、この場合は上乗せ規制の参考になる規制であるということです。やり方としては、ちゃんとしているということを書いてありました。

除去の確実性を担保するために、S S O P、H A C C Pによる記録、そういうものが取られているということです。

脊髄の除去につきましても、30か月齢以上の脊髄を除去している、非食用のレンダリングへ回っている場合があると。

それから、甲斐先生の方からの報告書によりますと、背割り後に脊髄を除去していることがあるということに記載させていただきました。

この場合も、脊髄が粉碎されて細かくなっているわけではなく、大きく破碎されることはなく、帯状に髄が残っていることが確認されたということです。

枝肉処理工程ではピッシングが行われていないと。

洗浄は正確に行われていること。

赤字にしましたが、歯列検査が行われていて、月齢の判別を行っているということです。

最後の出荷段階で、30か月齢の肉についても、青色スタンプ等を押しして区別するという事で、中の処理としては確実に行われるように、30か月齢以上については排除できるような体制は整っているということです。

日本向けには、20 か月齢以下ということなんで、この部分については今後の話になりますので、この段階ではまだどういう検査が実施されているかということについては、記載ができなかったという状況です。

米国の生体牛及び食肉についてのデータを、一応の形で埋めました。カナダにつきましても、次に2 - 2を御覧いただきたいんですけども、米国と同様に埋めてあります。1つ生体牛のところの問題となるかと思いますが、U Kから、1991 - 2003年の赤字の部分で500頭という数字が書かれているんですけども、これは一応文献を詳細に調べてみました結果、赤字の方はEurostatという輸出側からの統計ということで報告されておりますが、U Kの輸出統計では、雄の子牛であるというふうに書かれているんですけども、Eurostat版で書かれているにもかかわらず、オリジナルの方では言及されていないということ。

それから、C F I A、カナダの方で行ったB S Eリスク評価の中でも、1990年度以降のU Kからの輸入実績はないという記載、これの裏づけをデータとしてちゃんとカナダ政府からいただかなければいけないかと思うんですけども、こういうことから一応この500頭については、現時点ではなかったものとして考えるというふうに、私自身も考えております。

あとは細かくなって、時間がなくなりますので、まずは米国の方からということでしたので、一応あとで見ていただいて、御意見等がございましたら事務局の方に言っていただければと思います。

米国、カナダの表が一応埋まりましたので、その進め方ということでございますけれども、実際にリスク評価をするときに、例えば、米国での汚染の実態がマウス、I C、L D 50とか、そういうユニットがちゃんと出た形で定量的にできるのが望ましいわけですが、日本のように全頭検査しているわけでもありませんし、最低レベルの基準となるものがどうなのかということ。

それから、ハーバードの方では、一応合成ユニットみたいなものを使ってやっておりますけれども、そういう形をやったとしても絶対評価として米国、カナダが評価できるかという、かなり疑問ですし、難しいという部分があります。

そうしますと、今回の諮問にありますように、比較を依頼、諮問されているということですので、基本的にやってきた日本のリスクというものをベースにして、それと比較してどれぐらいの状況にあるのかということ、定量的な数字が使えるものはそれを使っていくことと、定性的に判断するしかないものについては、それらを使って判断していくということです。

それを考える上では、日本の生体牛、食肉におけるリスクを、これまでの20か月齢以下

での検査をした場合と、しない場合の比較を行っていく上でやってきたデータがあります。それをまとめて、同じような表として挿入して、2 - 3の資料をつくりました。

実際には、資料3を御覧いただきたいんですけども、資料3には裏表がありまして、資料3と書かれてある方、これは非常に大ざっぱなデータしか挿入しておりませんけれども、生体牛については生体牛の輸入、肉骨粉の輸入等、それから肉骨粉の飼料への混入とか、ラインの分離状況、SRMの排除によって、肉骨粉が再利用されるかどうかとか、それからサーベイランスの結果等が生体牛として考慮しなければいけないリスクとして項目を挙げてあります。

その他ございましたら、委員の先生方からの御指摘をお願いしたいと思います。

食肉につきましても、BSEの検査、検査陽性牛の排除、SRMの除去の実施、その手順記録等をどういうふうに行っているか。

あとはピッシングの問題とかはありますけれども、その辺について食肉への汚染の状況について考えるべき項目を挙げてあります。

これらを日本・米国・カナダというふうにしまして、カラムとしては評価を米国と日本、カナダと日本を比較した場合に、どれぐらいのリスクの違いがあるのかということを考えておられます。

例えばの例ですけれども、生体牛の輸入としては、これはUKからの輸入がほとんどリスクの大半を占めるということで、ここに書いてありますけれども、乳牛33頭が日本に入ってきたと。UKから米国へは、313頭～318頭と。カナダでは、198頭～231頭という形で入ってくるということです。

肉骨粉では、日本は9000トン、その他UK以外のところで、処理等が若干問題になる肉骨粉がイタリアなどから55,000トン入っていると。米国では、UKから5トン～63トン、日本に比べて非常に少ない量しか入ってないと。カナダでは、UKから0であると。ほとんど米国から入っていると。

動物性油脂も、これは疫学調査チームでは、1つの原因の中に取り上げられておりましたけれども、日本はオランダから入れていた。けれども、米国、カナダ等はそういったものの輸入はないということになっております。

以下、このようなポイントとなる項目を取り上げてはあります。まだ、細かく比較するには、この中の先ほどお示ししましたまとめ表を比べていくという作業があるかと思えます。

そうやって米国と日本を比較、カナダと日本を比較していると。それによって今後2003

年 12 月以降生まれ、20 か月齢以下の米国、カナダからの牛が日本向けに上乗せ規制された場合の肉、内臓のリスクが、現在の日本の 21 か月齢以上が検査された場合の S R M 除去が行われた食肉、それから内臓、そういったもののリスクを比較していくというふうになるかと思っております。

以上、簡単でけれども、今回のデータのまとめを御説明したのと、それからリスク評価の考え方として、その表を説明しました。

もう一点、資料 3 の裏ですけれども、これは先ほどの農林水産省の表が来る前に、一応前回示された摘発率で考えてみますと、このようなパーセンテージになるということで、サーベイランスのデータがこういったリスク評価の検証のデータとしても使えるんじゃないかということで、参考に付けてあります。

以上です。

吉川座長 どうもありがとうございました。前回の米国の侵入リスクのところに関しての補足部分と、それからこれから議論していく、食肉加工のリスク項目、あるいはリスク回避項目に関しての説明と、それから同じようなスタイルで、カナダの項目を整理していただいています。

それから、比較のために日本の同じような項目を一覧表にして、資料 2 - 1、2 - 2、2 - 3 と、最終的に全部の項目の評価をしました上で、資料 3 のような格好で米国、日本、カナダ、あるいは米国と日本、カナダと日本の諮問のあった内容についての相対的なリスク評価を行おうということということで、大きなたたき台を出していただいたわけですが、前の審議の進め方について、とにかくアメリカをやって、その上でカナダを行い、日本との比較をしようということ、最初の方針を決めましたので、前回の補足の部分と今回山本専門委員の方から提示された、主に資料 2 - 1 の 11 ページの項目に関して、審議を進めたいと思います。

最初に、ただいまの説明に関して、どなたか御意見ございますか。

どうぞ。

山内専門委員 資料 2 - 1 の 11 ページで「S R M 除去」「記録」というところで、「と畜場における衛生管理は、H A C C P 及び S S O P 等によりわれており」と書いてあるんですけれども、前回配布された資料 1 - 2 の 31 ページで、アメリカの方を見ると大部分の施設ではハーバードリスク分析の結果、アメリカの B S E リスクは低いので、H A C C P よりむしろ S S O P に従っているというふうになって、H A C C P はやっていませんという表現があるんです。ですから、その辺もちゃんと記載しておいた方がいいんじゃないか

と思います。

吉川座長 わかりました。そのところは、事実に基づいて記載していきます。

ほかにございますか。どうぞ。

金子専門委員 11ページの「脊髄除去」のところで、例としてエクセル社フォートモーガン工場というのと。

次のページで、タイソンフーズの例が出ておりますけれども、全体像を把握する上で、これらの食肉加工工場が、どのぐらいの量を扱うことになっているのかということがもしわかれば、かなり大手の食肉加工業者ではないかと思うんですが、もし資料としてあれば参考になるかと思しますので、よろしく願いいたします。

吉川座長 米国のその辺の資料はありましたね。

山本専門委員 たしか、前回提出していただいた資料の中に、大手の処理トン数が書いてあったと思います。

吉川座長 どこかに漫画入りのような格好でパワーポイント図もあったと思うし、数字で出したのもあったと思うので、少しその辺を補足の方に加えて、ここで引かれている例が全体のどの程度のものを反映した重みづけになっているのかということがわかるようにしていただけるとありがたいと思います。

各論に入っていますけれども、どなたからでも、どうぞ。

山内専門委員 資料3の上の方の「・肉骨粉の飼料への混入」のカラムというのは、これは日本の場合のリスク評価を行ったものに準じてつくられているわけですが、日本では飼料の全面規制を行ったということに基づいて、「肉骨粉の飼料への混入」ということをかなり取り上げたんだと思うんです。

アメリカの場合ですと、やはり国内での増幅というプロセスの方がむしろ重要なんだろうと。日本とは、そこがかなり違うんじゃないかという、それをどういうふうに表としてつくっていくかは別として、個々の検討項目はありますけれども、考え方としてやはり国内での増幅ということをちゃんと打ち出すべきであろうというふうに思います。

食肉の方に関しては、やはり実態がアメリカの場合に、さっきの生前検査でも問題になったように、と畜検査員との関わり合いというものが、日本と非常に違っているといった、要するに、作業員に大部分のものを任せるという実態がわかるような形での表が必要なんではなかろうかと。

例えば、1回に3,000頭近く処理するところで、獣医師が1人だけで、それで生体検査もやっているということが本当にできるのか。いろいろな具体的な問題が出てくると思う

んです。ですから、やはりと畜場での作業における獣医師、もしくは監視員がどう関わっているかということも、比較をする必要があると思います。

吉川座長 後の方のは調べて、大体どのぐらいの規模に、どのぐらいの監視員が付いているというのは、前の方のは国内での増幅を考慮する必要性は当然ありますけれども、数字で示すのは結構難しいかもしれません。こちらは、2001年10年の段階で、そういう意味では増幅を完全に止める施策を取って、それを強化して行って、向こうの場合は増幅を必ずしも止められきれてはいないと。交差汚染を含めて、その可能性は十分残ると、それぐらいになりますか。

山内専門委員 そういうことになるかもしれません。増幅の可能性についての検討事項というのは、ここに大体書かれていますので、それに基づいての評価というものを書く欄をつくることでもいいんだらうと思います。

吉川座長 わかりました。思い付いたところからやってもらっておりますけれども、とりあえず10ページまでは、特に意見が補足の部分を含めてなければ、11ページの「米国食肉」、今、監視員の配備の問題、それからここで甲斐論専門委員の報告書で書かれた、エクセル社、あるいはタイソンフーズの位置というか、全体に占める割合を含めて、どんなような畜加工過程になっているのかという全体像がわかるような補足が少し欲しいという辺りが、11ページでは出てきました。

もう一つは、ハーバード大のHACCPのところ、本当にHACCPとしてクリティカルコントロールの方でやっているのか、あるいはSSOPに基づいているのかという辺りの実態、その3点ぐらいが、11ページに関しては今、議論が出てきておりますけれども、どうぞ。

山内専門委員 アメリカのSSOPとカナダも同じだと思いますけれども、扁桃に関する記載がないんです。勿論、特定危険部位には入れています。ただ、舌を取るときにどうするかという配慮というのは、SSOPには書いてない。日本の場合は、注意をするようにと、扁桃に傷を付けないという配慮が求められていると思うんですが、そういうSSOPのSRM除去に関して、どういう規制がちゃんとなされているのか、文書の上からしか今、判断できませんが、ちょっとその点も気になります。

吉川座長 これは、前に厚生労働省の方からは、そういった一覧表的なものは出してもらいませんでした。例えば、SSOPの両国に関する主な比較みたいな、こういう項目についてこうだと、日本はこうしている、アメリカの場合はこうなっているというような、そんな便利なものはなかったか。

もしそういうことが可能であれば、少し両国のH A C C P及びS S O Pを比較して、不明なところは不明で構いませんから、整理してもらえるとありがたい。

どうぞ。

道野課長補佐 規則上どうなっているというのは、非常に整理しやすいし、今までも提出していると思うんですけども、実態的にどうかということまで、うまく何割がS S O Pで、何割がH A C C Pでということまでは、なかなか現実的には難しいかと思えます。

ただ、山内先生おっしゃったとおり、アメリカの場合はB S Eの発生率が低いということを利用して、H A C C P欄をつくっているのが、H A C C Pの方に入ってこずにS S O Pの方で処理しているところが多いというのは、想像に難くないと思えますし、勿論規則上もそれは認められているわけでございます。

山内専門委員 だから、アメリカの場合、非常にその文書というものに頼る面が強い、そういった中でS R Mとしての扁桃に関して、全く記載がないというのは、ちょっと私には理解しづらい面なんです。

道野課長補佐 扁桃の方のF S I Sのホームページで写真が出たりしていますので、そういったものをどう活用されているかということについて、確認をしてみたいと思います。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 恐らくこれは原文をそのまま訳したからこうなったと思うんですけども、みんな温度が華氏になっているんですね。これは摂氏に変えた方が、日本の文書としてはよろしいのではないかと思います。

吉川座長 わかりました。

ほかにございますか。11、12ページ、これを見ると、そういう意味では食肉、上乗せ規則まで含めて、一応カラムを埋める格好で提示されているので、今日見てここが足りないというのは難しいかとは思いますが、気づいた点でもし追加・変更、あるいはこういうデータを調べておいてほしいというものがあれば、伺いたいと思います。

どうぞ。

北本専門委員 資料の「サーベイランスの結果」のところなんですけれども、日本のサーベイランスが3ページ、カナダのサーベイランスが9ページで、アメリカのサーベイランスは10ページ、テーブルにしている部分なんですけれども、この補足資料で、例えば、日本のサーベイランスで「(補足資料 B S E 検査実績)」というのがありますが、こういうサーベイランスをやって、そこから何頭B S Eが見つかったという時系列の

表というのはあるんですか。

山本専門委員 日本の場合ではなくて、全部ですか。

北本専門委員 はい。全部です。できたら、それを記載していただけると、例えば、カナダの3頭はどの分画から出たのかというのがわかると、非常にありがたいと思います。

山本専門委員 調べておきます。

吉川座長 そうですね。これは、そんなに難しいことではないですね。カナダとアメリカは、最近の事例で、日本がちょっとさかのぼった20頭のを時系列にはめる格好になりますね。

どうぞ。

山本専門委員 北本先生、これは月齢はわからない可能性が高いんですが、そうすると検査したグループは、そのグループで検査しているということでは、比較しにくいかもしれませぬ。

北本専門委員 ただ、分類は日本のサーベイランスもちょっと違いますね。それぞれのサーベイランスで少しずつ違いますので、それはいいかなと思います。

山本専門委員 はい。

吉川座長 月齢無視で、時系列に出た年度とそれぞれのカテゴリーの中に頭数を括弧で入れておいてくれということですね。

北本専門委員 はい。

吉川座長 わかりました。

ほかにございますか。突然、個々の項目、特に上乘せ規則に関しては、こうしますよというルールだけなので、最初的时候から議論があったように、できるのか、できないのか、それをどう担保するのかといったような問題が、個々の項目については實際上いろいろ質問があるかもしれませんが、現時点で一応こういう項目について整理するとこういう格好になるというたたき台で、もし今、見て特に意見がなければ、思い付いたものをまた事務局の方に連絡してもらって、データを補足するという格好でやっていきたいと思えます。

アメリカの方、行きつ戻りつでも構いませんけれども、どうぞ。

北本専門委員 行きつ戻りつでいいですか。済みません、随分戻ってしまうんですけども、こういうデータというのは、委員限りで回していただけるのかということをお聞きしたいんですけども、疑陽性のELISAの値。

吉川座長 どののですか。

北本専門委員 アメリカのです。

吉川座長 残りの2頭ということですね。それはあり得ることではないですか。3頭陽性と書かれて、そのうち1頭が引っかかって、残りの2頭のOD値というのは、私も気にはなっていたんですけども。

道野課長補佐 今まで照会したり、聞いたことはないんですけども、アメリカの方へ照会してみます。

北本専門委員 お願いします。

吉川座長 ほかにございますか。なければ一応カナダの方に関して、といっても今日たき台を見せてもらったので、この場で先ほどカナダの問題に関しては、最初の輸入の生体牛のところの、1993年の500頭に関して、Eurostatとカナダの調査のずれがあるということで、この最終結論の経緯に関しては、少し資料をそろえてもらうということ、山本専門委員の方から補足がありましたけれども、構成は大体アメリカに準じて、生体牛の輸入、肉骨粉のつくり方、えさへの混入、肉骨粉の輸入実績、使用状況、飼料への混入ということで、SRMの除去とラインの分離状況、飼料規制が6ページ、と畜月齢が7ページ、8ページはどこも一応同じ体内分布ですから。それから、サーベイランスに関しては、先ほど頭数をこのカラムの中に時系列と分類の中に3頭を書き込むという希望が出ました。

それから、食肉のシステムについて、現行と上乘せ規制、その他、大体アメリカに準じて項目が埋めてありますけれども、現時点でこれを見て何か質疑といってもちょっと難しいだろうと思いますから、アメリカで議論してきたことを含めて、委員の方でカナダのを見ていただいて、質疑応答しなければならない項目を含めて、補足資料についても、あるいは審議して評価のために。

どうぞ。

北本専門委員 資料3で、山本委員がまとめてくださったものなんですけれども、特に私、絶望的な感じがするんですけども、飼料規制とか、肉骨粉への飼料への混入、交差汚染の可能性があるとか、飼料規制が1997年の8月から見直されて変わってないと、現実問題としては変わってないという。例えば、BSEが出たことに対して、何も対策が打たれてないと、打たれようとしているというところが見えてこないですね。この書き方というのは。ですから、何らかの形で、今、準備中であることは要るのではないかと。

例えば、サーベイランスにしても、なかなか難しかったですね。ゆっくり始めて、目的の頭数にやっと達したのかどうかも問題があったわけですから、遵守されていくというのは、どうかわからないんですが、今後BSEが出てから、新たに彼らがやろうとしている

ことが、この表だけでは見えてこないと思います。ですから、何らかそういうカラムができれば、非常にありがたいと思います。

山内専門委員 今の北本専門委員の意見に賛成で、やはり過去のことだけではなくて、今後どういうふうになっていくかという展望が必要だと思えます。そして、サーベイランスの場合に強化サーベイランスとって、かなりの数のを今度やったわけですが、伝え聞くところによれば、もう強化サーベイランスは終わって、今後は年間3万頭にするとかという報道もあったと思えます。

ですから、そういったことも資料として乗せていただきたいと思えます。

吉川座長 少し資料3に関しては、工夫をしましょう。今のところこういう格好で最終的に比較をしようというたたき台として出してもらったので、直すところは追加して変更していきたいと思えます。

ほかにございますか。

予定よりも今日は珍しく早く終わりそうな雰囲気なんですけれども、やっとそういう意味では全体に対してのたたき台と、前からの方針がかなり目に見える形になったと思うので、資料もかなり膨大になってきてはおりますけれども、専門委員の皆さんお忙しいところを大変だと思えますけれども、最終的に評価していく間に後でこれが全く抜けていたために、結論が出せませんというのは非常に困りますので、なるべく時間を割いて事務局の方に必要なデータがあれば言っていただきたいと思えます。

それから、座長の方から、油脂の分析でA40に関する資料を、専門委員あてには送ってもらったんですか。A40の解析結果に関する意見書もらったものに関して。

梅田課長補佐 意見としていただいているものにつきましては、各委員の方にはお配りしております。

吉川座長 そうですか。行っていたと思えます。リスクコミュニケーションの一環として、科学的分析に必要で評価に足る提案だというものについては、なるべく委員の方にも見ていただいて、その辺も含めて議論していただきたいというふうに、座長が判断したものですから、事務局の方から送ってもらうようにお願いします。

梅田課長補佐 今、座長から御説明ありましたように、私どもにも国民の方から意見として来たものについては、座長に御相談申し上げて、必要だというものについては委員の方にお配りしておりますけれども、まだお手元には届いてないかもしれません。よろしくお願いたします。

吉川座長 わかりました。

ほかにございますか。事務局の方は、何かございますか。

梅田課長補佐 若干、資料4がございまして、新たに米国におけるBSEの疑似陽性牛ということで、報道されているものにつきまして、現在の状況について御説明したものであります。これは、先週「食品安全委員会」の方で御報告申し上げたペーパーでございまして。7月27日、米国農務省(USDA)から、米国におけるBSE疑似陽性牛に関し、次の内容の発表があったということで、外務省から27日付けで報告を受けております。

1つは、USDAは、BSEサーベイランスプログラムの一環として、4月に収集された牛のサンプルについて未確定の検査結果を得たということで、これは、先ほど山内先生から御発言があったものに関係してあります。

括弧にございますように、当該獣医師がUSDAへの送付を忘れていたため、当該サンプルは先週までUSDAに提供されなかったということも聞いております。

2つ目に、アイオワ州の研究所でさらなる検査を実施中であり、英国ウェイブリッジ研究所にサンプルを送っているところであるということでもあります。来週となっておりますが、今週でありますけれども、結果が公表できる見込みであるということも聞いております。

3つ目に、当該牛のサンプルは、防腐処理されているということでございまして、ウェスタンブロット法は実施できず、IHC、免疫組織化学的方法による検査を実施することになっております。

なお、当該牛は12歳以上であり、個体は処分されているということで、人及び動物に対するリスクはないということで、USDAからの発表がございましたということで、これについては先ほどございましたように、引き続き調査をしているということもございまして、情報が得られ次第また御報告申し上げたいと思っております。

それから、今日前半で米国からの資料の中で、米国政府から非公開という条件の下にいただいた資料があったということで、委員の方からも質問するなというふうな、決してそういうことではないんですけれども、冗談まじりでおっしゃったということも、議論としてはなかなかしづらかった点もあるかと思っておりますけれども、それだけこちらの方で資料を要求して、それに対して米国政府から資料が来ているということであるというふうに御理解いただければと思います。

先ほどございましたように、これらの資料に関して追加の資料、あるいは御意見等がございましたら、事務局の方にいただきますようお願い申し上げたいと思っております。

お忙しいところなかなか恐縮ではございますけれども、1週間程度で御意見の方を賜れば、またそれを基に両省に対して資料の方を求めて、米国・カナダ政府の方に照会するこ

とにしたいと思いますので、恐縮でありますけれども、お許しいただければ1週間後の来週月曜日、8日までにいただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

吉川座長 委員の方々、いいですか。

山内専門委員 ウェスタンプロットの写真が、あまりにも汚いので、是非きれいなものをもらってください。

吉川座長 ほかによろしいですか。ちょっとタイトなスケジュールですけれども、是非山本専門委員から出された資料をよく見て、不足があれば是非事務局の方に連絡していただきたいと思います。

ほかに事務局の方から、いいですか。

吉川座長 それでは、少し早めですけれども、本日の「プリオン専門調査会」を終わろうと思います。どうも御苦労様でございました。